

原議保存期間	30年（平成61年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 （参考送付先）
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第263号
 平成30年12月28日
 警察庁交通局運転免許課長

道路交通法施行規則の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

本日公布及び施行された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第58号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について（通達）」（平成30年12月28日付け警察庁丙運発第64号。以下「局長通達」という。）で示されているとおりである。

この改正に伴う運用上の留意事項については下記のとおりであるので、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

記

1 免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備関係

(1) 宗教上又は医療上の理由の確認とプライバシー等への配慮

ア 宗教上又は医療上の理由の確認は、申請者本人からの申出によることとし、その申出に理由がある場合には、これを認めること。

イ 理由の確認の際には、必要以上にプライバシー等にわたる質問を行ったり、不必要に帽子等を脱がせたりすることのないよう留意すること。

ウ 申出人から詳細を聴取したり、相談を受けたりする場合等には、当該者のプライバシー等に十分配慮し、その聴取を相談室等において行うなど、必要な措置をとること。

エ 帽子等については、顔の輪郭を識別することができる範囲内で頭部を覆うものである場合には、色彩や形状等を問うものではない。

なお、いわゆる医療用帽子といわれる名称の帽子が市販されているが、当該帽子に限定されるものではないことに留意すること。

オ 申出人に対し、頭部を布等で覆う理由について、複数回説明を求めることのないよう、職員間のもとより、運転免許関係事務の委託法人との緊密な連携を図ること。

(2) その他

ア 運転免許試験場、警察署等において直接撮影する運転免許証の写真についても、免許申請書等に添付する写真と同様の取扱いを行うこと。

イ 運転免許証等の写真について相談があった際には、持参した写真により運転免許証を作成することも可能である旨教示すること。

2 運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し関係

(1) 運転免許証の有効期間の末日の部分の表示

運転免許証の有効期間の末日の部分のうち年の記載については、西暦の次に括弧書きで元号を用いて表示することとし、例えば、有効期間の末日の年が平成35年の場合には、「2023年（平成35年）」と表記すること。

(2) 運転免許証作成システムの改修等

新しい表示の運転免許証は、運転免許証作成システムの改修等の所要の措置を了した都道府県警察から発行を開始することとし、本改正の趣旨から、改元を待たず、可能な限り早期に発行することができるよう準備を進めること。